

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公表番号】特表2018-509719(P2018-509719A)

【公表日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2017-549750(P2017-549750)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 06 Q 50/00 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/02 3 9 8

G 06 Q 50/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月20日(2018.7.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ実装方法であって、

メッセージングサービス用のユーザアカウントに関連付けられているユーザコンテキストを受信する工程と、

前記ユーザアカウント用のユーザプロフィールを取り出す工程と、

前記ユーザコンテキストおよび前記ユーザプロフィールに基づいて、1以上の推奨を決定する工程と、

前記推奨に基づいて、クライアントデバイスのメッセージングエンドポイント用の推奨インターフェースを構成する工程であって、前記メッセージングエンドポイントは、前記メッセージングサービス用の前記ユーザアカウントに関連付けられている、構成する工程と、を備える、方法。

【請求項2】

前記ユーザプロフィールは、前記ユーザアカウントのメッセージング履歴に基づくメッセージングアフィニティを含み、前記1以上の推奨を決定することは前記メッセージングアフィニティに基づく、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ユーザコンテキストは少なくとも前記クライアントデバイスの地理的な場所を含み、決定された前記推奨のうちの少なくとも1つは、前記クライアントデバイスの前記地理的な場所によって画定される地理的な検索地域内にあることに基づいて選択されるエンティティとの対話に関するものである、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ユーザコンテキストは少なくとも前記クライアントデバイスの地理的な場所を含み、前記ユーザプロフィールは複数の推奨製品を含み、前記1以上の推奨は、前記地理的な場所によって画定される地理的な検索地域内の1以上の企業エンティティから前記推奨製品のうちの1以上を購入する推奨を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記複数の推奨製品のうちの1以上の推奨製品は、前記1以上の推奨製品が前記ユーザ

アカウントのメッセージング履歴で参照されていることに基づいて決定される、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記ユーザプロフィールは前記ユーザアカウントのメッセージング履歴を含み、前記1以上の推奨は少なくとも部分的に前記メッセージング履歴に基づく、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記メッセージングサービスにおいて消費者・企業間メッセージング対話をを行う工程と、

前記消費者・企業間メッセージング対話において、前記ユーザアカウントのユーザに対して推奨される参照製品を決定する工程と、

前記1以上の推奨に前記参照製品を含む工程と、を備え、前記消費者・企業間メッセージング対話は前記ユーザプロフィールの少なくとも一部を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記ユーザコンテキストは少なくとも前記クライアントデバイスの地理的な場所を含み、前記消費者・企業間メッセージング対話は前記ユーザアカウントと企業エンティティアカウントとの間のものであり、前記方法は、

前記企業エンティティアカウントが、前記クライアントデバイスの前記地理的な場所によって画定される地理的な検索地域内の企業エンティティの地理的な場所に関連付けられていることに基づいて、前記消費者・企業間メッセージング対話から前記参照製品を含むことを決定する工程をさらに備える、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

選択された推奨を前記クライアントデバイスから受信する工程であって、選択された前記推奨は、前記1以上の推奨のうちの1つを含む、受信する工程と、

前記クライアントデバイスの前記メッセージングエンドポイントと、前記選択された推奨に関連付けられているプロバイダメッセージングエンドポイントとの間ににおいて、メッセージング会話を前記メッセージングサービスにより開始する工程であって、前記メッセージング会話は、選択された前記推奨を自動的に含む、工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記ユーザプロフィールおよび前記ユーザコンテキストに基づいて、関連のある複数の製品を決定する工程と、

前記関連のある複数の製品のうちの最高報酬の推奨として、前記1以上の推奨を決定する工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記ユーザプロフィールおよび前記ユーザコンテキストに基づいて、関連のある複数の企業エンティティを決定する工程と、

前記関連のある複数の企業エンティティに関する前記ユーザアカウントのメッセージ開封率に基づいて、前記1以上の推奨を決定する工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項12】

デバイス上のプロセッサ回路と、

前記プロセッサ回路上で、メッセージングサービス用のユーザアカウントに関連付けられているユーザコンテキストを管理するよう作動するユーザコンテキストコンポーネントと、

前記ユーザアカウント用のユーザプロフィールを取り出すように作動するユーザプロフィールコンポーネントと、

前記ユーザコンテキストおよび前記ユーザプロフィールに基づいて1以上の推奨を決定し、前記推奨に基づいて、クライアントデバイスのメッセージングエンドポイント用の推奨インターフェースを構成するように作動する推奨コンポーネントであって、前記メッセージ

ジングエンドポイントは、前記メッセージングサービス用の前記ユーザーアカウントに関連付けられている、推奨コンポーネントと、を備える、装置。

【請求項 1 3】

前記ユーザープロフィールは、前記ユーザーアカウントのメッセージング履歴に基づくメッセージングアフィニティを含み、前記 1 以上の推奨を決定することは前記メッセージングアフィニティに基づく、請求項 1 2 に記載の装置。

【請求項 1 4】

前記ユーザコンテキストは少なくとも前記クライアントデバイスの地理的な場所を含み、前記ユーザープロフィールは複数の推奨製品を含み、前記 1 以上の推奨は、前記地理的な場所によって画定される地理的な検索地域内の 1 以上の企業エンティティから前記推奨製品うちの 1 以上を購入する推奨を含み、前記複数の推奨製品のうちの 1 以上の推奨製品は、前記 1 以上の推奨製品が前記ユーザーアカウントのメッセージング履歴で参照されているに基づいて決定される、請求項 1 2 に記載の装置。

【請求項 1 5】

前記ユーザコンテキストは少なくとも前記クライアントデバイスの地理的な場所を含み、

前記メッセージングサービスは、前記ユーザーアカウントと企業エンティティアカウントとの間で消費者・企業間メッセージング対話を行うように作動し、

前記推奨コンポーネントは、前記企業エンティティアカウントが、前記クライアントデバイスの前記地理的な場所によって画定される地理的な検索地域内の企業エンティティの地理的な場所に関連付けられているに基づいて、前記消費者・企業間メッセージング対話において、前記ユーザーアカウントのユーザに対して推奨する参照製品を決定するように作動することをさらに備える、請求項 1 2 に記載の装置。

【請求項 1 6】

前記 1 以上の推奨のうちの 1 つを含む選択された推奨を、前記クライアントデバイスから受信し、前記クライアントデバイスの前記メッセージングエンドポイントと選択された前記推奨に関連付けられているプロバイダメッセージングエンドポイントとの間で、前記選択された推奨を自動的に含むメッセージング会話を前記メッセージングサービスにより開始するように作動するメッセージングサービスをさらに備える、請求項 1 2 に記載の装置。

【請求項 1 7】

実行されたときに、

メッセージングサービス用のユーザーアカウントに関連付けられているユーザコンテキストを受信する工程と、

前記ユーザーアカウント用のユーザープロフィールを取り出す工程と、

前記ユーザコンテキストおよび前記ユーザープロフィールに基づいて、1 以上の推奨を決定する工程と、

前記推奨に基づいて、クライアントデバイスのメッセージングエンドポイント用の推奨インターフェースを構成する工程であって、前記メッセージングエンドポイントは、前記メッセージングサービス用の前記ユーザーアカウントに関連付けられている、構成する工程と、をシステムに行わせる命令を備える、少なくとも 1 つのコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 1 8】

前記ユーザープロフィールは、前記ユーザーアカウントのメッセージング履歴に基づくメッセージングアフィニティを含み、前記 1 以上の推奨を決定することは前記メッセージングアフィニティに基づく、請求項 1 7 に記載のコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項 1 9】

前記ユーザコンテキストは少なくとも前記クライアントデバイスの地理的な場所を含み、前記ユーザープロフィールは複数の推奨製品を含み、前記 1 以上の推奨は、前記地理的な場所によって画定される地理的な検索地域内の 1 以上の企業エンティティから前記推奨製品のうちの 1 以上を購入する推奨を含み、前記複数の推奨製品のうちの 1 以上の推奨製品

は、前記1以上の推奨製品が前記ユーザーアカウントのメッセージング履歴で参照されていることに基づいて決定される、請求項17に記載のコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項20】

実行されたときに、

前記ユーザープロフィールおよび前記ユーザーコンテキストに基づいて、関連のある複数の企業エンティティを決定する工程と、

前記関連のある複数の企業エンティティに関する前記ユーザーアカウントのメッセージ開封率に基づいて、前記1以上の推奨を決定する工程と、をシステムに行わせる命令をさらに備える、請求項16に記載のコンピュータ可読記憶媒体。